

ドメスティック・バイオレンスを始めとする女性への暴力は、女性の人権に直接かかわる深刻な問題であるとともに、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて、被害者からの相談への適切な対応を行うほか、幅広い対応が必要であることから、法務省では以下の事業に必要な経費を計上している。

1 人権擁護制度

(1) 概要

「男女共同参画社会基本法」第17条の規定の趣旨を踏まえ、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、人権の擁護に関する事項を所掌する法務省の人権擁護機関として、同法の趣旨に反する人権問題に関する相談に適切に対処する必要がある。

(2) 対策及び予算額

女性の人権ホットラインの充実

15年度予算額	2百万円
14年度予算額	2百万円

男女共同参画社会基本法の趣旨に反する施策に対する苦情・人権問題に関する相談に適切に対処するため、平成12年度に全国の法務局・地方法務局に「女性の人権ホットライン」を設置したところであり、この「女性の人権ホットライン」が一層活用されるよう引き続き広報を行うとともに、相談体制の充実を図る。

女性の人権問題研修実施経費

15年度予算額	11百万円
14年度予算額	11百万円

常駐する人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いなどの人権被害者の相談に適切に対処するために必要な知識の習得を図るため、引き続き全国8箇所で開催する。

2 新類型犯罪の処遇に関する総合的研究

(1) 概要

近年、児童虐待行為、家庭内暴力行為などといった新たな類型の犯罪が大きな社会問題となっているところ、この種の犯罪に対処するための措置を講じる必要がある。

(2) 対策及び予算額

上記のような類型の犯罪を犯した者に対する処遇に関して、行動学的・心理学的観点などを取り入れた総合的研究を実施する。

15年度予算額	5百万円
14年度予算額	6百万円